



# 第20回定時株主総会 招集ご通知

**日 時** 2026年6月26日（金曜日）  
午前11時

**場 所** 北海道札幌市中央区北二条  
西一丁目1番1号  
ニューオータニイン札幌  
2階 鶴の間

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件



株式会社伸和ホールディングス

証券コード 7118

## ごあいさつ



代表取締役社長  
佐々木 稔之

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、「魅力的な北海道の食を通じてお客様にあふれる感動をお届けする」という企業理念を掲げ、「食を通じてあふれる感動」のコーポレートスローガンに従い、それらを実現することが出来る企業を目指し、北海道を中心とした飲食事業、物販事業及び全国の商社を対象とした卸売事業を展開しております。

コーポレートスローガンのもと、社会に対してどのような貢献が出来るかを考え、以下の三点を基軸に据えて「食、サービス」の提供を行い、たくさんの感動を社会に与えるための挑戦を繰り返してまいりました。

‘食は社会に貢献するものでなければならない’

‘食は安全で衛生的でおいしくなければいけない’

‘食は社会を明るくするものでなければならない’

北海道で更なる「食の6次産業化」を推し進め、地域密着・地産地消・地域社会貢献できる地域の一番店舗を展開し、日々進化してまいります。

事業領域や事業規模を拡大させつつ、様々な皆様に北海道の食を通じてあふれる感動をお届けすることが伸和ホールディングスの使命であると考えております。

これからも食を通じてたくさんの感動をお届けする食のプロフェッショナル企業として、社員一丸となり邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード7118

2026年6月10日

(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

北海道札幌市西区二十四軒二条三丁目2番36号

株式会社伸和ホールディングス

代表取締役社長 佐々木 稔 之

## 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://shinwa-holdings.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」「第20回定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、名古屋証券取引所（名証）ウェブサイト及び札幌証券取引所（札幌証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

名古屋証券取引所ウェブサイト（上場銘柄情報 上場会社検索）

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

(上記の名証ウェブサイトへアクセスいただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」に掲載されている情報をご確認ください。)

札幌証券取引所ウェブサイト（上場会社関係サイト 上場会社一覧ページ）

<https://www.sse.or.jp/listing/list>

(上記の札幌証ウェブサイトへアクセスいただき、上場会社一覧ページの「株式会社伸和ホールディングス」を選択し、提出書類一覧の株主総会招集通知等の招集通知よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前11時
2. 場 所 北海道札幌市中央区北二条西一丁目1番1号  
ニューオータニイン札幌 2階 鶴の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の全般的な業況感の改善及び雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調で推移しております。一方で、米国の通商政策の影響や中東情勢の緊迫化など地政学的リスクの高まりによるエネルギー価格の高騰や物流への影響から、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する外食産業におきましては、価格改定によるお客様単価の上昇やインバウンド需要により業績が堅調に推移する一方で、原材料費や人件費などの高騰に加え、人手不足の影響もあり、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループが運営する飲食事業、物販事業の店舗では、人流の活発化による食関連需要の高まり、宴会需要の増加及び新規メニューの積極的な投入により売上単価が上昇し、且つインバウンド需要の取り込みが順調に進んでおります。また、原価率及び人件費率の管理を適正に行いつつ、固定費の圧縮のための施策を継続的に講じるとともに、原材料価格の高騰を踏まえた自社工場における製造の効率化等、収益性の改善に向けた取り組みを推し進めてまいりました。

併せて、コーポレートスローガンである「食を通じてあふれる感動」に基づき、飲食事業及び物販事業における販売及び店舗展開の強化、人材の確保及び育成を引き続き積極的に進めるとともに、卸売事業の拡充にも注力してまいりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### <飲食事業>

飲食事業におきましては、「居酒屋」業態が新たに2店舗出店し、1店舗退店した結果、当連結会計年度末における店舗数は42店舗となりました。新規の単品・宴会メニューの販促活動を積極的に行ったこと及び一部商品の値上げを行ったことにより一会計当たりのお客様単価が増加しました。他方、原価及び人件費が高騰したことにより、飲食事業における売上高は4,193,570千円（前期比4.0%増）、セグメント利益は511,102千円（同3.2%増）となりました。

<物販事業>

物販事業におきましては、「惣菜販売」業態が新たに3店舗出店し、1店舗退店した結果、当連結会計年度末における店舗数は58店舗となりました。まとめ買い需要の取り込みが順調に推移し、一部商品の値上げを行ったこと及び値引き販売の抑制により一会計当たりのお客様単価が増加しました。他方、原価及び人件費が高騰したことにより、物販事業における売上高は2,391,751千円（前期比8.9%増）、セグメント利益は208,531千円（同0.8%増）となりました。

<卸売事業>

卸売事業におきましては、新規取引先の開拓及び既存取引先からの追加受注等が計画を下回った一方、経費管理等を適切に行ったことにより、卸売事業における売上高は114,543千円（前期比23.2%減）、セグメント利益は28,675千円（同83.5%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高6,699,865千円（前期比5.1%増）、営業利益200,934千円（同2.9%減）、経常利益215,381千円（同14.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益136,650千円（同24.4%減）となりました。なお、特別損失として、減損損失10,850千円を計上しております。

事業別売上高

事業区分	第19期 (2025年3月期)		第20期 (2026年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	金額(千円)	前年比率
飲食事業	4,030,924	63.2%	4,193,570	62.6%	162,646	4.0%
物販事業	2,196,822	34.5%	2,391,751	35.7%	194,928	8.9%
卸売事業	149,118	2.3%	114,543	1.7%	△34,574	△23.2%
合計	6,376,865	100.0%	6,699,865	100.0%	323,000	5.1%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は123,252千円で、店舗設備等に充当いたしました。

- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2023年3月期)	第 18 期 (2024年3月期)	第 19 期 (2025年3月期)	第 20 期 (当連結会計年度 (2026年3月期))
売 上 高 (千円)	5,359,665	5,871,694	6,376,865	6,699,865
経 常 利 益 (千円)	273,725	208,818	250,512	215,381
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	138,465	140,094	180,748	136,650
1株当たり当期純利益 (円)	106.51	107.76	136.48	99.56
総 資 産 (千円)	3,033,168	2,074,747	2,181,629	2,185,168
純 資 産 (千円)	411,286	511,081	726,499	809,492
1株当たり純資産 (円)	316.37	393.13	533.36	587.35

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容 ( 注 ) 1
株式会社エイチビーフーズ (注) 2	10,000千円	100.0%	飲食事業

(注) 1. 「主要な事業内容」欄には、報告セグメント情報の名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、今後3年間で、飲食事業及び物販事業の主軸である「炭火居酒屋 炎」及び「美唄焼鳥・惣菜 炎」を年間10店舗程度の新規出店を行ってまいります。また、飲食事業は北海道内での店舗拡大を進め、物販事業は北海道内での店舗拡大、道内未出店エリアへの進出及び東海エリアの新規出店を図ります。

#### ①既存店の売上維持向上

外食産業は、個人消費の動向に影響を受けやすく、また、参入が比較的容易であることから、企業間競争が激化する傾向にあります。その中で当社グループは、オリジナル商品の「生つくね」等の北海道食材や丁寧な接客サービスにこだわり、他社と差別化することで店舗収益を確保しております。今後も商品・サービス・クレンリネスを向上させていくことにより、店舗収益力の維持・向上を図っていく方針であります。

#### ②新規出店による事業規模拡大

当社グループは、「炭火居酒屋 炎」及び「美唄焼鳥・惣菜 炎」を主に北海道内において展開しております。今後さらなる収益及びシェアを拡大させるためには、幅広い年齢層のお客様に認知して頂くため、新規出店を継続し、出店エリアの拡大を図っております。そのために、物件情報の取得及び物件開発の人員確保等、社内体制の強化に取り組んでまいります。

### ③安全性の確保

外食産業においては、食品の安全性確保が極めて重要となっております。当社グループは、これに対応するため、常日頃より生産者及び取引業者と綿密に意見交換をすること、安全証明や検査結果等の提出を必要に応じて求めることによって、安全性の確保を徹底してまいります。

また、飲食事業及び物販事業のすべての店舗において、所轄保健所から営業許可証を取得し、食品衛生責任者を配置しております。セントラルキッチン（自社工場）においては、食品衛生法に定める施設基準に適合し、「食肉処理業」及び「そうざい製造業」の許可を取得しております。各店舗及びセントラルキッチン（自社工場）の衛生管理については、今後も社内ルールに沿って、定期的な衛生チェックと改善指導等を実施してまいります。

### ④人材の確保と育成

当社グループが安定的な成長を確保し、経営理念を実現するためには、人材の確保と継続的な人材の育成が必要不可欠であると考えております。今後も当社グループの経営理念を理解し、賛同した人材の採用・定着を重要課題とし、新規学卒者、中途採用による従業員の確保及びパート・アルバイトの採用に積極的に取り組んでまいります。

人材育成に関しましては、今後も働きながら学べる環境整備をテーマに、パート・アルバイトを含めた各役職・階層に応じた社内研修プログラムや、理念浸透や各店舗の成果発表を目的としたイベントの充実、外部研修機関による講習活用により、サービス力の向上及び運営力強化を図ってまいります。

また、インセンティブ制度の見直しや労働環境の整備等、各種イベントによる人材交流等の取り組みにより、モチベーション向上や離職率低下を図り、人材の確保と育成を強化してまいります。

### ⑤経営管理体制の強化

当社グループでは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業になるために、コーポレート・ガバナンス体制の充実が不可欠と考えております。そのため、更なる企業規模拡大の基盤となる経営管理体制を充実すべく、意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実を図り、体制を強化してまいります。

⑥新型コロナウイルス等の感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症の拡大により、今後も、店舗の営業自粛や営業時間の短縮等を余儀なくされる可能性はあります。

当社グループとしては、今後も、「炭火居酒屋 炎」及び「美唄焼鳥・惣菜 炎」におけるテイクアウトやデリバリーを主体とした中食需要に対する営業強化等を継続してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
飲食事業	飲食事業は、居酒屋業態の「炭火居酒屋 炎」、焼肉専門業態の「ホルモン一頭買い 牛乃家」、バル業態の「洋食バル 函館五島軒」、「生ソーセージバル レッカー」の4ブランドを直営方式にて店舗展開しております。
物販事業	物販事業は、惣菜販売業態の「美唄焼鳥・惣菜 炎」、お持ち帰りとイートインの併業態の「カレーハウス レッツゴーカレー」の2ブランドを直営方式にて店舗展開しております。
卸売事業	卸売事業は、冷凍加工食品の企画・製造・卸売販売を行っております。商品の特徴としては、大手食品メーカーと共同開発を行い、メーカーの代表的な商品にアレンジを加えたオリジナル商品を販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社	北海道札幌市西区二十四軒二条三丁目2番36号
工場	札幌工場：北海道札幌市西区二十四軒二条三丁目2番36号
工場	岩見沢工場：北海道岩見沢市大和三条七丁目26番地

② 子会社

株式会社エイチビーフーズ	本社：北海道岩見沢市大和三条六丁目38番地
--------------	-----------------------

## (7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分の名称	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
飲食事業	51 (930)	8 (△8)
物販事業	26 (426)	3 (29)
卸売事業	1 (-)	△1 (-)
その他	27 (50)	22 (4)
本社	32 (2)	△2 (△1)
合計	137 (1,408)	30 (24)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、最近1年間の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. その他として記載されている従業員数は、飲食事業、物販事業に係る工場に所属する人員、また、全社（共通）として記載されている従業員数は、本社に所属している人員の数であります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
137 (1,408) 名	30名増 (24名増)	40.9歳	5.8年

- (注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、最近1年間の平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)**

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	300,000千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	98,340千円
株 式 会 社 北 洋 銀 行	97,188千円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	50,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	26,420千円
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	24,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	16,271千円
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	16,205千円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社株式は、2026年5月21日付けで名古屋証券取引所ネクスト市場への上場承認を得ており、同年5月28日付けで上場する予定です。

なお、名古屋証券取引所ネクスト市場への上場に伴い、当社は現在上場している札幌証券取引所アンビシャスとの重複上場となります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 5,200,000株
- ② 発行済株式の総数 1,378,200株
- ③ 株主数 1,615名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 S T T	599,900株	43.53%
佐々木 稔之	290,000株	21.04%
佐々木 智範	290,000株	21.04%
大野 誠	6,500株	0.47%
唐川 光広	6,500株	0.47%
北本 哲也	3,400株	0.25%
大山 達	2,200株	0.16%
山田 義文	2,200株	0.16%
織田 博	1,500株	0.11%
林 勝美	1,400株	0.10%

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2022年3月29日	
新 株 予 約 権 の 数		24,400個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき)	24,400株 1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		150円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	150円 150円)
権 利 行 使 期 間		2024年3月30日から 2032年3月29日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	4,300個 4,300株 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	3,500個 3,500株 2名
	監 査 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,800個 1,800株 2名

- (注) 1. 権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していること。  
当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。  
2. 行使期間については、記載の権利行使期間のうち、付与決議日以後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならないものとする。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	佐々木 稔 之	株式会社エスティコーポレーション代表取締役 株式会社S T T代表取締役社長
取 締 役 副 社 長	佐々木 智 範	株式会社エイチビーフーズ代表取締役 株式会社エストラスト代表取締役 株式会社S T T取締役
取 締 役	中 山 洋 輔	営業本部長
取 締 役	唐 川 光 広	商事部長
取 締 役	大 野 誠	管理本部長
取 締 役	北 本 哲 也	営業本部営業部長
取 締 役	杉 下 清 次	税理士法人中央会計事務所代表社員 はまなす公認会計士共同事務所代表
取 締 役	天 間 幸 生	株式会社R C G代表取締役 株式会社アグプロテック取締役
常 勤 監 査 役	岡 村 ふ じ 子	—
常 勤 監 査 役	野 宮 憲	—
監 査 役	名 倉 一 誠	名倉一誠法律事務所代表

- (注) 1. 取締役杉下清次及び天間幸生は、社外取締役であります。
2. 監査役野宮憲及び名倉一誠は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役岡村ふじ子及び野宮憲は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役岡村ふじ子は、過去に当社の工場管理部門において、長年にわたり業務に携わってまいりました。
  - ・常勤監査役野宮憲は、過去に上場会社の子会社の管理部門及び内部監査部門において、長年にわたり業務に携わってまいりました。
4. 当社は、社外取締役杉下清次氏、社外監査役野宮憲氏及び社外監査役名倉一誠氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、当該保険契約の被保険者は当社取締役、監査役であり、保険料は全額会社負担としております。選任された全ての取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の額

### 1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該取締役会には、社外取締役、社外監査役の全員が出席し意見及び助言等を受けております。

また、当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

#### ・基本方針

当社の取締役の報酬は各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

#### ・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、在任年数、貢献度及び従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長佐々木稔之がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業、管掌部門の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。当該権限については、代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役の助言に従って決定する。

この権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

## 2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	174,450 (6,000)	174,450 (6,000)	— (—)	— (—)	8名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	7,800 (4,200)	7,800 (4,200)	— (—)	— (—)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	182,250 (10,200)	182,250 (10,200)	— (—)	— (—)	11名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の定時株主総会で年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の定時株主総会で年額12,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

### ③ 社外役員に関する事項

- ・社外取締役杉下清次は、税理士法人中央会計事務所の代表社員及びはまなす公認会計士共同事務所の代表を兼職しておりますが、当該法人と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役天間幸生は、株式会社RCGの代表取締役及び株式会社アグプロテックの取締役を兼職しておりますが、当該法人と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役野宮憲は、重要な兼職はありません。
- ・社外監査役名倉一誠は、名倉一誠法律事務所の代表を兼職しておりますが、当該法人と当社との間には特別な関係はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 杉 下 清 次	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。同氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しており、独立役員としての立場から当社の経営の健全性の確保に貢献していただいております。このような実績と高度な知見に加え、企業理念の実現に向けたリスクマネジメント及びコンプライアンス、さらにガバナンスの強化に向けた適切な経営と監督に資する役割を期待しております。</p>
社外取締役 天 間 幸 生	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から、適宜発言を行っております。同氏は、長年にわたり北海道を起点とした海外取引に携わり、経営者としての多様な経験と専門的知識を活かし、北海道の魅力を発信する役割に寄与されております。このような実績と豊富な経験、高い知見を踏まえ当社が推進する企業理念の実現に向けた地域との連携、SDGsなどの事業戦略に反映していただけることを期待しております。</p>
社外監査役 野 宮 憲	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会19回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、幅広い業務経験と高い見識から必要に応じて取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点から適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンス体制の運用状況の適正性等について、適宜、発言を行っております。</p>
社外監査役 名 倉 一 誠	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会19回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点から適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンス体制の運用状況の適正性等について、適宜発言を行っております。</p>

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 会社の取締役、監査役、従業員その他会社の業務に従事する者（非正規従業員を含む。以下「役職員」という。）はコンプライアンスの確立が経営の根幹であることを深く自覚し、コンプライアンスに関する諸規程を誠実に遵守する。
  - (2) 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うと共に、取締役から業務執行に関し報告を受ける。
  - (3) 役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
  - (4) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つことのない体制を整えると共に、不当要求があった場合は、管理本部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密にし、組織的に対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に保存し管理する。
  - (2) 取締役及び監査役は、いつでも前号の情報を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 会社及び会社の子会社（以下、「会社グループ」という。）は、店舗でのあらゆる緊急事態に備える目的で、個々の責任部署が対応し、必要に応じて取締役会において状況の確認及び必要な措置を検討する。また、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、当社グループ内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社においては、定例取締役会を毎月1回以上開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - (2) 当社取締役会は、毎事業年度末までに翌事業年度の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月開催される取締役会において進捗状況を確認する。
  - (3) 当社取締役会において当社グループの取締役の業務執行範囲を定めるとともに、当社グループの「業務分掌規程」及び「職務権限規程（別表）」に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社及び子会社全体を網羅的・統括的に管理する。
  - (2) 子会社を管理する部署を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。
  - (3) 子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、内部監査室は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取引先からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。
  - (2) 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。
  - (3) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役もしくは監査役会に帰属するものとし、取締役及び使用人は、監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをうけないことを確保するための体制
- (1) 監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - (2) 取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて自己の職務執行の状況を報告する。
  - (3) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生又は発生する虞があるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役にその都度直ちに報告する。
  - (4) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
  - (5) 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。
- ⑨ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携をはかる。
  - (2) 監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制をはかる。
  - (3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

## 当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関して、当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行

「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行っております。なお、当事業年度においては、取締役会を18回開催しております。

### ② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。なお、当事業年度においては、監査役会を19回開催しております。

### ③ 内部監査の実施

内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。

### ④ 会社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み

当社の監査役及び内部監査室は、子会社の管理状況及び業務活動について監査を実施しております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,492,892</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>827,047</b>
現金及び預金	976,712	買掛金	283,024
売掛金	311,314	短期借入金	50,000
商品及び製品	123,279	1年内返済予定の長期借入金	119,500
原材料及び貯蔵品	23,209	リース債務	5,553
その他	59,875	未払金	232,419
貸倒引当金	△1,500	未払費用	44,848
<b>固 定 資 産</b>	<b>692,276</b>	未払法人税等	9,701
<b>有形固定資産</b>	<b>418,729</b>	賞与引当金	5,723
建物及び構築物（純額）	158,640	株主優待引当金	14,606
機械装置及び運搬具（純額）	96,761	資産除去債務	555
工具、器具及び備品（純額）	63,588	その他	61,114
土地	91,479	<b>固 定 負 債</b>	<b>548,628</b>
リース資産（純額）	5,906	長期借入金	458,924
建設仮勘定	2,354	リース債務	1,020
<b>投資その他の資産</b>	<b>273,547</b>	資産除去債務	88,683
投資有価証券	0	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,375,675</b>
敷金及び保証金	193,538	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
繰延税金資産	63,562	株 主 資 本	809,492
その他	16,446	資 本 金	52,879
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,185,168</b>	資 本 剰 余 金	39,879
		利 益 剰 余 金	716,734
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>809,492</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,185,168</b>



## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計	
当 期 首 残 高	51,784	38,784	635,929	726,499	726,499
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,094	1,094		2,188	2,188
剰 余 金 の 配 当			△55,846	△55,846	△55,846
親会社株主に帰属する当期純利益			136,650	136,650	136,650
当 期 変 動 額 合 計	1,094	1,094	80,804	82,993	82,993
当 期 末 残 高	52,879	39,879	716,734	809,492	809,492

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1社  
連結子会社の名称  
株式会社エイチビーフーズ
- ② 主要な非連結子会社の名称等  
非連結子会社  
該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社数  
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況  
該当事項はありません。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券  
その他有価証券  
市場価格のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。

##### (ロ) 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	4～39年
機械装置及び運搬具	2～15年
工具、器具及び備品	2～10年

- (ロ) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
  - (イ) 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (ロ) 賞与引当金  
当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
  - (ハ) 株主優待引当金  
株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積もり計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準  
当社グループにおける主な顧客との契約から生じる飲食、物販事業の収益については、一般の消費者が顧客として店舗に来店またはテイクアウトの注文をし、顧客に対して料理または商品を提供した時に履行義務が充足されると判断し、提供時に収益を認識しております。  
また、卸売事業（総額、純額）及びロイヤリティ事業の収益については、顧客に対する商品の納品時に履行義務が充足されると判断し、納品時に収益を認識しております。  
なお、当社グループの取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
該当事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	418,729
減損損失	10,850

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産として、飲食事業及び物販事業における店舗設備、その他自社工場、本社などを保有しております。

固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として各店舗を独立したキャッシュ・フロー生成単位としたうえで、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合や閉店の意思決定を行った店舗等について、減損の兆候を識別しております。減損の兆候がある店舗については、減損損失を認識するかどうかの判定を行っており、当該店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

固定資産の減損の兆候判定において用いられる翌連結会計年度の店舗別予算及び認識判定において用いられる将来キャッシュ・フローは、取締役会等で承認された店舗別の将来計画を基礎としております。店舗別の将来計画の策定においては、売上高予測や売上原価率、売上高人件費率が重要な仮定となっておりますが、その設定には不確実性が伴うことから、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。

当社グループは、減損の兆候の識別、減損損失の認識や測定には慎重を期しておりますが、将来の市場環境の変化等により、店舗別の将来計画の前提となる条件や仮定に変更が生じた結果、店舗の収益が悪化した場合は、翌連結会計年度において新たに減損の兆候を識別し、減損損失を計上する可能性があります。

## (2) 繰延税金資産の回収可能性

### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	63,562

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示される会社分類を基礎に、将来減算一時差異に対する、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき、将来の税負担を軽減する効果を有すると見込まれる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、取締役会で承認を得た事業計画に基づいております。

将来の課税所得は、当社及び連結子会社の売上高予測や売上総利益率の見込み及び販売費及び一般管理費の発生見込み等を考慮した事業計画に基づいて合理的に見積もっております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	31,796千円
土地	26,388千円
計	58,184千円

担保付債務は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	5,328千円
長期借入金	1,856千円
計	7,184千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 984,490千円

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (千円)
北 海 道	店 舗	建 物 附 属 設 備	9,550
青 森 県	店 舗	工 具 器 具 備 品	1,299

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングを行い、遊休資産等については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物附属設備9,550千円及び工具器具備品1,299千円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

1,378,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	55,846	41.0	2025年3月31日	2025年6月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	50,993	37.0	2026年3月31日	2026年6月29日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

15,210株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の保証された短期的な預金に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用度の高い相手先に集約することにより、リスクの低減を行っております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金・未払金は全て1年以内の支払期日であります。

借入金は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、返済又は償還日は原則として5年以内であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (イ) 信用リスクの管理

預金に係る信用リスクについては、格付の高い金融機関に限定して取引を行っております。また、営業債権に係る信用リスクに関しては、決済までのサイトを短期間に設定するとともに、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を都度行っております。

##### (ロ) 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社グループは、適時資金状況を確認し、手元流動性を高く維持することで流動性リスクに対処しております。

##### (ハ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

		連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1)	敷金及び保証金（※2）	197,278	191,380	△5,897
	資 産 計	197,278	191,380	△5,897
(2)	長期借入金（※3）	578,424	561,385	△17,038
	負 債 計	578,424	561,385	△17,038

（※1）現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）敷金及び保証金には、1年内回収予定の敷金及び保証金も含めております。

（※3）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含めております。

（※4）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
敷 金 及 び 保 証 金	－	191,380	－	191,380
長 期 借 入 金	－	561,385	－	561,385

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、想定した賃貸借契約期間に基づき、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売	上	高
飲 食 、 物 販 事 業			6,585,733
卸 売 事 業 ( 総 額 )			63,296
卸 売 事 業 ( 純 額 )			49,432
ロ イ ヤ リ テ ィ 事 業			1,402
顧 客 と の 契 約 か ら 生 じ る 収 益			6,699,865
そ の 他 の 収 益			—
外 部 顧 客 へ の 売 上 高			6,699,865

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(3)「会計方針に関する事項」の④「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 587円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 99円56銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

営業店舗用建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に15年と見積り、割引率は使用見込期間に対する国債の利回りとし、資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	88,113千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,734千円
時の経過による調整額	123千円
資産除去債務の履行による減少額	733千円
期末残高	89,238千円

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,452,162</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>824,147</b>
現金及び預金	933,444	買掛金	284,903
売掛金	310,874	短期借入金	50,000
商品及び製品	124,661	1年内返済予定の長期借入金	115,826
原材料及び貯蔵品	23,209	リース債務	5,553
前払費用	36,806	未払金	232,416
その他	24,665	未払費用	44,845
貸倒引当金	△1,500	未払法人税等	8,767
<b>固 定 資 産</b>	<b>693,441</b>	未払消費税等	44,866
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>418,729</b>	預り金	8,527
建物（純額）	156,988	賞与引当金	5,723
構築物（純額）	1,651	株主優待引当金	14,606
機械及び装置（純額）	89,198	資産除去債務	555
車両運搬具（純額）	7,562	その他	7,555
工具、器具及び備品（純額）	63,588	<b>固 定 負 債</b>	<b>532,302</b>
土地	91,479	長期借入金	442,598
リース資産（純額）	5,906	リース債務	1,020
建設仮勘定	2,354	資産除去債務	88,683
<b>投資その他の資産</b>	<b>274,711</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,356,449</b>
投資有価証券	0	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
関係会社株式	1,474	<b>株 主 資 本</b>	<b>789,154</b>
敷金及び保証金	193,538	資 本 金	52,879
繰延税金資産	63,262	資 本 剰 余 金	39,879
その他	16,436	資 本 準 備 金	39,879
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,145,604</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>696,396</b>
		利益準備金	3,250
		その他利益剰余金	693,146
		固定資産圧縮積立金	24,959
		繰越利益剰余金	668,186
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>789,154</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,145,604</b>

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	6,694,773
売上総利益	2,555,737
営業費用	4,139,035
営業利益	3,955,348
配当金	2,020
保険料	11,681
指導料	10,958
収入金	9,157
戻金	1,200
その他	2,672
費用	37,690
利息	6,985
不足	3,585
その他	1,562
損失	12,132
経常利益	209,245
減損	10,850
特別損失	10,850
当期純利益	198,394
法人税	48,523
法人税	17,578
当期純利益	66,101
当期純利益	132,292

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰 余 金				
				固定資産圧縮 積立金	繰越利益剰 余金				
当期首残高	51,784	38,784	38,784	3,250	31,632	585,066	619,949	710,518	710,518
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の 行使)	1,094	1,094	1,094					2,188	2,188
剰余金の当 配						△55,846	△55,846	△55,846	△55,846
固定資産圧 縮積立金の崩 取					△6,673	6,673	-	-	-
当期純利益						132,292	132,292	132,292	132,292
当期変動額合計	1,094	1,094	1,094	-	△6,673	83,120	76,446	78,635	78,635
当期末残高	52,879	39,879	39,879	3,250	24,959	668,186	696,396	789,154	789,154

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券  
市場価格のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4～39年
機械及び装置	7～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～10年

##### ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

該当事項はありません。

#### (5) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

##### ③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積もり計上しております。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

当社における主な顧客との契約から生じる飲食、物販事業の収益については、一般の消費者が顧客として店舗に来店またはテイクアウトの注文をし、顧客に対して料理または商品を提供した時に履行義務が充足されると判断し、提供時に収益を認識しております。また、卸売事業（総額、純額）及びロイヤリティ事業の収益については、顧客に対する商品の納品時に履行義務が充足されると判断し、納品時に収益を認識しております。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

有形固定資産	418,729千円
繰延税金資産	63,262千円

「識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」は、連結注記表の「3.会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	31,796千円
土地	26,388千円
計	58,184千円

担保付債務は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	5,328千円
長期借入金	1,856千円
計	7,184千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 984,490千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

- |          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 1,640千円  |
| ② 短期金銭債務 | 48,520千円 |

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高

458,508千円

営業取引以外の取引による取引高

10,958千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「8.収益認識に関する注記」における注記事項に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費超過額

6,343千円

減損損失

63,337千円

資産除去債務

31,296千円

未払事業税

740千円

賞与引当金

2,007千円

未払事業所税

2,999千円

株主優待引当金

2,956千円

その他

741千円

繰延税金資産小計

110,422千円

評価性引当額

△31,802千円

繰延税金資産合計

78,619千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除却費用

△2,037千円

圧縮積立金

△13,319千円

繰延税金負債合計

△15,357千円

繰延税金資産の純額

63,262千円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

### (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 エイチビーフーズ	所有 直接 100.0%	役員の兼任 商品の仕入 経営指導	商品仕入 (注) 1,2	458,508	買掛金	48,520
				経営指導料 (注) 1,3	10,958	未収入金	1,640

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 商品の仕入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案し協議の上、決定しております。

### (3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

### (4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 572円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 96円39銭  |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社伸和ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久世 浩一  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 彰夫

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社伸和ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社伸和ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社伸和ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久世 浩一  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 彰夫

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社伸和ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意見疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社伸和ホールディングス 監査役会

常勤監査役	岡村 ふじ子	印
常勤監査役（社外監査役）	野宮 憲	印
社外監査役	名倉 一 誠	印

以 上



## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	さ さ き とし ゆき 佐々木 稔之 (1972年7月24日生)	1995年4月 株式会社伊藤忠フーズ入社 1998年4月 株式会社プライムジャパン入社 2004年5月 有限会社伸和代表取締役就任 2004年10月 有限会社ベストフーズ(当社に合併) 代表取締役就任 2006年8月 株式会社伸和(現当社) 代表取締役社長就任(現任) 2008年3月 株式会社エイチビーフーズ代表取締役就任 2014年2月 株式会社エスティコーポレーション設立 代表取締役就任(現任) 2017年2月 株式会社S T T設立 代表取締役社長就任(現任)	290,000株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐々木稔之氏は、当社設立以来、一貫して代表取締役を務め、また、飲食事業、物販事業及びその周辺事業に関する豊富な経験と知見によって、当社及び子会社の代表取締役を歴任して当社の成長をけん引してまいりました。今後の当社の持続的な成長と企業価値の向上のためには必要不可欠であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	さ さ き とも のり 佐々木 智 範 (1975年1月13日生)	1997年4月 株式会社セントラルフーズ入社 1999年4月 株式会社プライムジャパン入社 2004年5月 有限会社伸和取締役就任 2004年10月 有限会社ベストフーズ（当社に合併）専務取締役就任 2006年8月 株式会社伸和（現当社）専務取締役就任 2008年3月 株式会社エイチビーフーズ取締役就任 2014年2月 株式会社エストラスト設立代表取締役就任（現任） 2017年2月 株式会社S T T設立 取締役就任（現任） 2017年4月 当社取締役副社長就任（現任） 2017年11月 株式会社エイチビーフーズ代表取締役就任（現任）	290,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐々木智範氏は、当社設立以来、一貫して取締役を務め、また、飲食事業、物販事業及びその周辺事業に関する豊富な経験と知見によって、当社の取締役副社長、子会社の代表取締役を歴任して当社の成長をけん引してまいりました。今後の当社の持続的な成長と企業価値の向上のためには必要不可欠であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3	なか やま よう すけ 中山 洋 輔 (1979年10月17日生)	2000年4月 株式会社アドウイング入社 2005年4月 株式会社エムエス工業入社 2007年11月 有限会社ベストフーズ（現当社）入社 2012年10月 当社営業本部長就任 2016年6月 当社取締役就任 2020年4月 当社取締役営業本部長就任（現任）	一株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 中山洋輔氏は、当社の営業本部の責任者であり、飲食事業、物販事業における豊富な経験と知見を有しております。今後の当社の持続的な成長と企業価値の向上のためには必要不可欠であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	から かわ みつ ひろ 唐 川 光 広 (1965年7月29日生)	1984年6月 三栄工業株式会社入社 2007年3月 株式会社シーアイフーズシステムズ入社 2007年12月 伊藤忠食品株式会社入社 2017年10月 当社取締役商事部長就任(現任)	6,500株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 唐川光広氏は、当社の商事部の責任者であり、卸売事業における豊富な経験と知見を有しております。今後の当社の持続的な成長と企業価値の向上のためには必要不可欠であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5	おお の まこと 大 野 誠 (1982年3月21日生)	2008年9月 株式会社ワールドインテック入社 2010年1月 株式会社伸和(現当社)入社 2018年3月 当社取締役管理本部長就任(現任)	6,500株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 大野誠氏は、当社の管理本部の責任者であり、管理部門における豊富な経験と知見を有しております。今後の当社の持続的な成長と企業価値の向上のためには必要不可欠であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
6	きた もと てつ や 北 本 哲 也 (1985年7月9日生)	2010年8月 株式会社伸和(現当社)入社 2018年3月 当社営業本部営業部長就任 2025年6月 当社取締役営業本部営業部長就任(現任)	3,400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 北本哲也氏は、当社の営業部飲食事業の責任者を経て、営業部物販事業の責任者を務めており、飲食事業、物販事業における豊富な経験と知見を有しております。今後の当社の持続的な成長と更なる企業価値の向上のためには必要不可欠であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	すぎ した せい じ 次 杉 下 清 次 (1953年12月3日生)	1981年10月 札幌中央監査法人入所 1985年 3月 公認会計士登録 2002年 5月 税理士法人杉下会計（現税理士法人中央会計事務所）代表社員就任（現任） 2015年 5月 はまなす公認会計士共同事務所代表就任（現任） 2018年 3月 当社社外取締役就任（現任）	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>杉下清次氏は、税理士法人中央会計事務所やはまなす公認会計士共同事務所において代表を歴任し、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、様々な企業において社外取締役を歴任され、企業財務にも精通しております。これらの経験をもとに独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社の経営全般に対する監視と有効な助言が期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合には、報酬委員会委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		一株	
8 (※)	し みず え み 美 清 水 絵 美 (1983年5月6日生)	2006年 4月 株式会社三井住友銀行入行 2016年 4月 司法書士桑室矩忍事務所入所 2023年 9月 司法書士法人ミナカムイ入所（現任）	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>清水絵美氏は、事業会社において連結決算業務や企業財務に関する業務及び司法書士として企業等の法的権利関係に関する専門的な知識・経験と幅広い見識を有しております。これらの経験をもとに独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社の経営全般に対する監視と有効な助言が期待されるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合には、報酬委員会委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。</p> <p>なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		一株	

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 杉下清次氏及び清水絵美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 杉下清次氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、当該保険契約の被保険者は当社取締役、監査役であり、保険料は全額会社負担としております。本議案が承認された場合、選任された全ての取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
6. 当社は、杉下清次氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。杉下清次氏の再任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。また、清水絵美氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- その概要は、以下のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められる場合は、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、杉下清次氏を名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、清水絵美氏は、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役3名のうち岡村ふじ子氏、名倉一誠氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

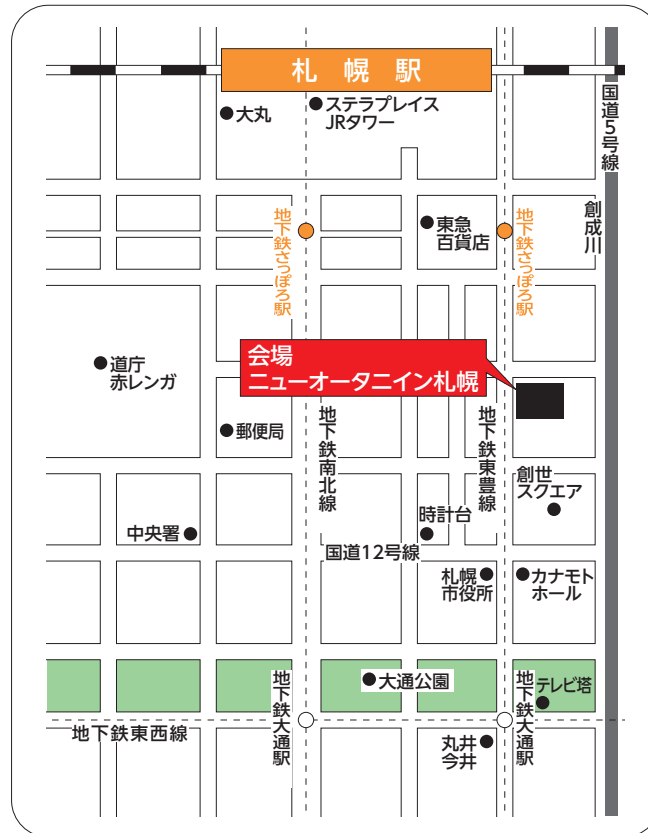
候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	な くら かず のぶ 名 倉 一 誠 (1959年1月8日生)	1995年4月 池田雄亮法律事務所入所 1998年4月 名倉一誠法律事務所設立 2007年12月 株式会社シーエスアイ（現CEホールディングス）監査役就任 2015年12月 株式会社CEホールディングス社外取締役（監査等委員）就任 2018年6月 当社社外監査役就任（現任）	一株
	<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 名倉一誠氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士資格に加え、他上場会社において社外取締役を務めていたことから、企業法務に関するリスクについて幅広い見識と豊富な経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		
2 (※)	まつ の よし あき 松 野 吉 晃 (1961年9月13日生)	1980年4月 東京国税局入局 1995年7月 札幌国税局査察課 2023年1月 松野吉晃税理士事務所設立（現任）	一株
	<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 松野吉晃氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士としての専門的な知識と経験を有しており、国税局査察課等の勤務経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していると判断しております。これらの豊富な知識及び経験を活かし、社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。</p> <p>なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 名倉一誠氏、松野吉晃氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 名倉一誠氏、松野吉晃氏は、社外監査役候補者であります。
4. 名倉一誠氏は、現在、当社の社外監査役であります。同氏の監査役としての在任期間は、本総会最終の時をもって8年となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、当該保険契約の被保険者は当社取締役、監査役であり、保険料は全会社負担としております。本議案が承認された場合、選任された全ての監査役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
6. 当社は、名倉一誠氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。名倉一誠氏の再任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。また、松野吉晃氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- その概要は、以下のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められる場合は、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、名倉一誠氏を名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、松野吉晃氏につきましても、名古屋証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区北二条西一丁目1番1号  
ニューオータニイン札幌 2階 鶴の間  
電話番号 011(222) 1111



【交通機関】 地下鉄東豊線 さっぽろ駅  
22番出口より徒歩1分

